

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度の決算に基づく健全化判断比率及び、同法第22条第1項の規定により、令和4年度の決算に基づく資金不足比率を公表します。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.15) [△7.37]	— (17.15) [△30.44]	5.6 (25.0)	33.2 (350.0)

- 備考
- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない。
 - 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。
 - 3 そこで括弧書き内は、実質黒字額による比率であり、負の値で表示している。

令和4年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
中津市病院事業会計	— [△31.7]	
中津市診療所事業会計	8.1	
中津市水道事業会計	— [△126.0]	
中津市下水道事業会計 (公共下水道事業)	— [△104.2]	
中津市下水道事業会計 (特定環境保全公共下水道事業)	— [△120.8]	
中津市農業集落排水事業特別会計	— [△14.8]	
中津市小規模集合排水事業特別会計	5.3	
中津市サイクリングターミナル事業特別会計	— [0.0]	

1 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計毎に20.0%。
 2 そこで括弧書き内は、資金剰余額による比率であり、負の値で表示している。